

会 則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、軽電子機器協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会はオーディオ機器、ビジュアル機器、コミュニケーション機器、ナビゲーション機器その他の電子機器類に密接に関連する事業を営む法人等の相互の研鑽を通して会員各社の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 技術及び特許等に関する業務
- (2) 規格及び標準化に関する業務
- (3) 諸官庁との折衝及び関連団体との連携業務
- (4) その他本会の目的達成のため必要な業務

第3章 会 員

第5条 1. 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、第3条の法人等とする。

3. 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人等とする。

第6条 会員は入会金、会費及びその他の分担金を負担する。但し、負担額は別に定めるものとする。

第4章 加入および退会

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の加入申込書を提出し、過半数の正会員の賛同を得ると共に会長の承認を得なければならない。

第8条 会員は3か月前に文書で通知することによって退会することができる。なお、退会日は月末日とする。

第9条 本会は総会において、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

(1) 会員として著しくその権威又は信用を失墜し、本会の名誉を毀損するような行為をしたもの。

(2) 本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為のあったもの。

第5章 役員

第10条 本会は次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 1名

監 事 1名

第21条に基づく専門委員会委員長

専門委員会ごとに1名

第21条に基づく専門委員会副委員長

専門委員会ごとに1名

但し、会長又は副会長と、専門委員会委員長又は専門委員会副委員長の兼任を妨げない。

第11条 役員は総会において選任する。

第12条 1. 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

3. 監事は本会の会計を監査する。

第13条 1. 役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、これを補充することが出来る。

3. 役員の前欠選任は、会長が指名する。
4. 前欠によって就任した役員の前期は、前任者の前任期間とする。

第6章 会務運営

- 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度1回、臨時総会は必要に応じ、会長が招集する。
- 第15条 総会を招集するときは、少なくとも会日の10日前に日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面をもって正会員に通知しなければならない。
- 第16条 本会則に特に定められたもののほか、次の事項は総会の決議を要する。
- (1) 会務運営の基本的な事項
 - (2) 予算、決算の承認
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他会務執行上重要な事項
- 第17条 総会は正会員をもって構成し、全正会員の三分の二以上の出席によって成立する。但し、委任状による議決権の行使を認めることができる。
- 第18条 総会の議長には会長がこれに当たる。
- 第19条 総会の決議は出席した正会員の三分の二以上の同意による決議を要する。
- 第20条 総会の議事録は議長が作成し、特に日時、出席者数、議事内容について報告しなければならない。
- 第21条
1. 本会は、必要に応じ第4条の事業を遂行するための専門委員会を設けることができる。
 2. 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 3. 委員長は委員会を代表し、会を運営する。
 4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がこれを代行する。

第7章 事務局

第22条 本会の会務を処理するために事務局を設け、職員若干名を置く。事務局の構成及び運営は別に定める。

第8章 会計

第23条 本会の経費は入会金、会費、分担金及び寄附金その他をもって支弁する。

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 通常総会において前年度の決算報告を行なう。

第9章 解散

第26条 本会は、総会の決議またはその他法令に定められた事由により解散する。

第10章 付則

第27条 1. 本会の事業を執行するために、本会則に定めない事態等が生じた場合には、会長がこれを処理することができる。

2. 会長は、処理後最初に開催する総会に、当該内容を報告するものとする。

- ① 本会則は昭和49年1月1日から実施する。
- ② 本会則は昭和51年4月23日一部改正実施する。
- ③ 本会則は昭和60年5月10日一部改正実施する。
- ④ 本会則は平成2年4月20日一部改正実施する。
- ⑤ 本会則は平成12年4月14日一部改正実施する。
- ⑥ 本会則は平成17年4月15日一部改正実施する。
- ⑦ 本会則は平成21年4月17日一部改正実施する。
- ⑧ 本会則は平成25年7月11日一部改正実施する。
- ⑨ 本会則は令和7年6月1日一部改正実施する。